

対馬市内で空き家をお持ちの方へ  
空き家の有効活用と移住者の住まい確保のため

# 空き家バンクに ぜひご登録ください！



対馬市空き家  
バンク制度

申 請



登記および納税状況の確認  
(登記事項証明書、字図、建築平面図、  
市税および固定資産税)



物件確認・登録票の作成  
(建物の写真撮影、間取りや状態確認)



登 録



登録情報発信  
(市役所窓口、移住相談会、HP等)



希望者相談対応  
所有者へ紹介



契 約

※契約は当事者同士で行っていただきます。

物件成約後、奨励金 5 万円を物件所有者に交付します

申請書と登録カードを  
ご提出ください。書類作成  
お手伝いします！



まずはお電話を！  
対馬市しまぐらし応援室  
0920-53-6111

インターネット等で物件情報  
を全国へ発信！

借りたい人、買いたい人を探し、  
空き家の有効活用と移住定住に  
よる地域活性化を促進します。  
下記サイトにて公開しております。



①対馬市 HP



②全国版空き家  
バンク (at-home)

# 空き家バンク よくあるご質問

Q 登録費用はかかりますか？

A 費用はかかりません。

Q 登録は賃貸のみでしょうか？

A 所有者本人の希望により、売買、賃貸のいずれか、あるいは両方で選べます。

Q 両親が所有している空き家を登録できますか？

A 原則として空き家所有者本人からの申請が必要です。

Q 土地の所有者が空き家の所有者（申請者）と異なる場合、登録できますか？

A 土地所有者の承諾・同意があれば登録できます。

Q 空き家が古く、ボイラーやトイレ、床や畳などの改修工事が必要であり、また、家財道具等の処分も必要で、登録をためらっています。

A 空き家バンクに登録された物件に対しては、改修工事や家財道具等の処分の費用補助制度があります。経費の2分の1、最大100万円まで補助します。詳しくはしまぐらし応援室にお問い合わせください。

Q 現在、使用しており、今後空き家になる予定ですが、登録できますか？

A 登録できます。

Q 建物が未登記であったり、抵当権が抹消されていない場合は登録できますか？

A 未登記の場合は登録できません。

抵当権が設定されている場合は、賃貸のみ登録が可能です。

売買の場合は、抵当権の抹消手続きが完了後に登録が可能となります。

Q 不動産業者に取引を依頼している物件でも登録できますか？

A すでに不動産業者に取引を依頼している物件は登録できません。

Q 空き家の情報はどこまで公開されるのですか？

A 住居の基礎情報や間取り図、物件写真を公開しますが、所有者の個人情報に関する情報（住所、所有者名等）は非公開としています。

Q 田んぼや畑、空き地も売買・賃貸したいのですが、登録できますか？

A 空き家バンクは、建物と敷地、付属施設の売買・賃貸になります。空き地は取り扱っていません。また、田んぼや畑については、農地法で制限されますので、空き家バンクでは取り扱っていません。

Q 登録後は、対馬市が物件を管理してくれるのですか？

A 対馬市はあくまで物件情報を公開し利用希望者を紹介するだけになります。物件の管理は所有者の方が責任をもって行ってください。

Q 相続登記していない物件【名義が被相続人（亡くなった人）のまま】または名義人が申請者と異なる場合は登録できますか？

A 登録できません。相続登記は、令和6年4月1日より義務化されております。相続登記が完了後申請をお願いいたします。

